

証券コード：6960  
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都文京区本郷三丁目39番4号

**フクダ電子株式会社**

代表取締役社長 白 井 大 治 郎

### 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご出席を見合わせることをご検討いただきますとともに、可能な限り、書面又はインターネットによる議決権行使をお願い申しあげます。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に記載のいずれかの方法により、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都文京区本郷二丁目35番8号  
フクダ電子株式会社 本郷新館 1階ホール  
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

#### 3. 目的事項

##### 報告事項

- 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

##### 決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

株主総会のお土産をご用意しておりません。あらかじめご了承くださいませようお願い申しあげます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.fukuda.co.jp/>)に掲載させていただきます。

◎「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.fukuda.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際してそれぞれ監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご出席を見合わせることをご検討いただきますとともに、可能な限り、書面又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2020年6月26日(金曜日) 午前10時

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年6月25日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合

(次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。)



QRコードを読み取る「スマート行使」又は議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力する方法のいずれかで、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年6月25日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

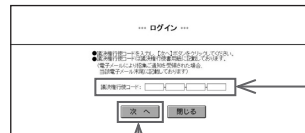
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

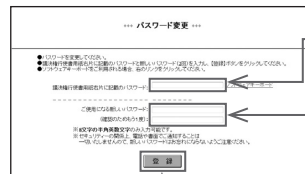
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524  
(受付時間 平日9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は緩やかに拡大したものの、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられ、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、先行きが不透明となっております。

医療機器業界においては、2019年10月に実施された消費税率10%への引き上げに伴う診療報酬改定は全体としてはプラス改定であるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大により医療機関には多大なる重圧がかかっている状況にあります。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、1,333億93百万円（前期比2.8%増）となりました。利益につきましては、営業利益は132億83百万円（前期比5.0%増）、経常利益は136億47百万円（前期比2.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は96億9百万円（前期比0.3%増）となりました。

売上高	1,333億93百万円	(前期比2.8%増)
経常利益	136億47百万円	(前期比2.7%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	96億9百万円	(前期比0.3%増)

これらを部門別にみますと生体検査装置部門では、心電計関連、自動血球計数装置の売上は減少し、売上高は382億34百万円（前期比1.7%減）となりました。

生体情報モニター部門では、モニタの売上高は102億44百万円（前期比8.1%増）となりました。

治療装置部門では、ペースメーカ関連製品の売上は減少しましたが、人工呼吸装置、在宅医療向けレンタル事業の売上は伸張し、売上高は505億88百万円（前期比1.0%増）となりました。

消耗品等部門は、記録紙、ディスプレイ電極や上記各部門の器械装置に使用する消耗品や修理・保守を含みます。消耗品等部門の売上高は343億25百万円（前期比9.7%増）となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(部門別売上)

	2019年3月期		2020年3月期		前 期 比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 率
生 体 検 査 装 置	百万円 38,912	% 30.0	百万円 38,234	% 28.7	% △1.7
生体情報モニター	9,475	7.3	10,244	7.7	8.1
治 療 装 置	50,103	38.6	50,588	37.9	1.0
消 耗 品 等	31,283	24.1	34,325	25.7	9.7
合 計	129,775	100.0	133,393	100.0	2.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしましたフクダグループの設備投資の総額は124億26百万円で、その主なものはレンタル用資産「在宅用酸素濃縮器」等であります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2017年 3月期 (第70期)	2018年 3月期 (第71期)	2019年 3月期 (第72期)	2020年 3月期 (第73期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	121,747	128,883	129,775	133,393
経 常 利 益(百万円)	12,201	12,713	13,288	13,647
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	8,776	9,320	9,577	9,609
1株当たり当期純利益 (円)	575.51	612.49	629.37	633.03
総 資 産(百万円)	146,009	157,518	160,940	168,742

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社は、親会社はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
フクダ電子北海道販売(株)	98百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダ電子北東北販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子南東北販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子新潟販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子北関東販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子西関東販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子南関東販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子東京販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子東京中央販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子東京西販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子神奈川販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子北陸販売(株)	60百万円	100 %	〃
フクダ電子長野販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子中部販売(株)	80百万円	100 %	〃
フクダ電子三岐販売(株)	40百万円	100 %	〃
フクダ電子京滋販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子近畿販売(株)	80百万円	100 %	〃
フクダ電子兵庫販売(株)	60百万円	100 %	〃
フクダ電子岡山販売(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子広島販売(株)	90百万円	100 %	〃
フクダ電子四国販売(株)	98百万円	100 %	〃
フクダ電子西部北販売(株)	90百万円	100 %	〃
フクダ電子西部南販売(株)	70百万円	100 %	〃
フクダライフテック北海道(株)	98百万円	100 %	〃
フクダライフテック北東北(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック南東北(株)	20百万円	100 %	〃

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
フクダライフテック北信越(株)	20百万円	100 %	医用電子機器の販売及び賃貸
フクダライフテック関東(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック常葉(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック東京(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック東京西(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック横浜(株)	50百万円	100 %	〃
フクダライフテック中部(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック京滋(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック関西(株)	30百万円	100 %	〃
フクダライフテック南近畿(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック兵庫(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック中国(株)	40百万円	100 %	〃
フクダライフテック四国(株)	20百万円	100 %	〃
フクダライフテック九州(株)	50百万円	100 %	〃
フクダライフテック(株)	50百万円	100 %	〃
フクダ電子ファインテック仙台(株)	80百万円	100 %	医用電子機器の製造
(株)フクダ物流センター	10百万円	100 %	倉庫管理及び梱包発送
フクダ電子技術サービス(株)	30百万円	100 %	医用電子機器の修理
フクダメディカルソリューション(株)	50百万円	100 %	医療用コンピュータシステムの開発及び販売
アトミック産業(株)	10百万円	100 %	医療用記録紙の製造・販売
フクダコーリン(株)	300百万円	100 %	医療機器・医療システムの企画・開発・販売及び診療支援サービス事業展開
北京福田電子医療儀器有限公司	3,900千US\$	100 %	医用電子機器の製造・販売
FUKUDA DENSHI USA, Inc.	3,300千US\$	100 %	医用電子機器の販売
FUKUDA DENSHI UK LTD	1GBP	100 %	医用電子機器の販売



#### (4) 対処すべき課題

国内においては、診療報酬、薬価、特定保険医療材料の公定償還価格改定に加え、DPC（入院医療費の包括支払い）の拡大などが進められております。

引き続き厳しい市場環境が予測されますが、お客様に安心してご使用いただくための品質管理・安全管理体制の充実と、同業他社には無い差別化した製品の開発、販売体制整備のための投資、国内外の競合メーカーとの価格競争力を高めるためのコスト削減に引き続き取り組んでまいります。

また、資本効率を高めるべく創出したキャッシュ・フローを継続的に成長投資に回していくことで企業価値向上に努め、株主の皆様へ安定的な成果配分を継続していく所存でございます。

##### <経営理念>

社会的使命に徹し、  
ME機器の開発を通じて、  
医学の進歩に寄与する

中期経営計画方針としては、少子高齢化の進展に伴い変化する医療環境に適応すべく事業戦略を策定し、効率的な組織運営を実現することで強固な経営基盤を構築していくことを掲げております。

成長性が見込まれる分野への戦略的投資や効果的な研究開発の取り組みにより、医療機関への総合提案の実現、在宅医療分野における地域密着体制の強化を図り、ガバナンス・コンプライアンス体制の強化や人材育成による組織の活性化を通じて、グループ経営管理体制の充実を目指してまいります。

地域医療を支えるという使命感のもと、「予防、検査、治療、経過観察、リハビリ、在宅、介護」というワンストップサービスによる一貫した医療環境を提供することで、お客様に価値を提供するとともに持続的成長を実現してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

医用電子機器の製造・購買及び販売を主な事業の内容とし、それに関連する物流・サービス等の事業活動を展開しております。

特に医用電子機器のうち、心臓・循環器系分野の心電計、生体情報モニタ、超音波画像診断装置、ペースメーカ、人工呼吸器等を官公私立病院・大学医学部附属病院をはじめとする全国の医療施設に納入しております。

事業部門	主 要 製 品
生体検査装置部門	心電計・ホルター心電図記録解析装置・負荷心電図装置・超音波画像診断装置・ポリグラフ・自動血球計数測定装置・呼吸機能検査装置・血圧脈波検査装置・空気清浄除菌脱臭装置
生体情報モニター部門	セントラルモニタ・ベッドサイドモニタ・医用テレメータ
治療装置部門	デフィブリレータ・ペースメーカ・人工呼吸器・在宅用人工呼吸器・在宅用酸素濃縮器・睡眠時無呼吸症候群の治療器・カテーテル
消耗品等部門	記録紙・ディスプレイ電極・各部門の器械装置に使用する消耗品や修理・保守

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

①当社

本 社：東京都文京区  
本 郷 新 館：東京都文京区  
白井事業所：千葉県白井市

②子会社

・国内子会社

会 社 名	所 在 地
フクダ電子北海道販売(株) 他22社	(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、新潟、宇都宮、さいたま、千葉、 東京、立川、横浜、金沢、松本、名古屋、岐阜、京都、 吹田、神戸、岡山、広島、松山、福岡、熊本
フクダライフテック北海道(株) 他16社	(本社拠点) 札幌、秋田、仙台、金沢、さいたま、千葉、東京、 八王子、横浜、名古屋、京都、吹田、堺、神戸、広島、 松山、福岡
フクダライフテック(株)	東京都文京区
フクダメディカルソリューション(株)	東京都文京区
アトミック産業(株)	東京都文京区
フクダコーリン(株)	東京都文京区
フクダ電子ファインテック仙台(株)	宮城県黒川郡大和町
(株)フクダ物流センター	千葉県白井市
フクダ電子技術サービス(株)	千葉県白井市

・海外子会社

会 社 名	所 在 地
FUKUDA DENSHI USA, Inc.	米国ワシントン州
北京福田電子医療儀器有限公司	中国北京
FUKUDA DENSHI UK LTD	英国シェフィールド

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,208 (663) 名	87 (27) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
651 (137) 名	22 (22) 名	42.5歳	14.7年

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 きらぼし 銀行	400百万円
株式会社 三菱 UFJ 銀行	300
株式会社 みずほ 銀行	300
株式会社 北陸 銀行	300
株式会社 七十七 銀行	300
株式会社 商工組合中央金庫	100
日本生命保険相互会社	50

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,588,000株 (自己株式 4,355,917株を含む)
- ③ 株主数 2,788名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
福田 孝太郎	3,470千株	22.78%
日本生命保険相互会社	752千株	4.94%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	695千株	4.56%
株式会社三菱UFJ銀行	677千株	4.45%
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデ リティ シリーズ イントリンシック オポチュニティ ズ ファンド	650千株	4.27%
福田 礼子	644千株	4.23%
株式会社みずほ銀行	521千株	3.42%
株式会社北陸銀行	500千株	3.28%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	435千株	2.86%
福田 百合子	367千株	2.41%

- (注) 1. 当社は自己株式を4,355千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。自己株式には株式給付信託 (J-ESOP及びBBT) が所有する113,200株は含まれておりません。
2. 持株比率は自己株式 (4,355千株) を控除して計算しております。また、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」名義の株式695千株は、株式会社きらぼし銀行が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については株式会社きらぼし銀行が指図権を留保しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

- イ. 当社は、株式給付信託 (J-ESOP) への追加拠出を目的として、2019年8月26日開催の当社取締役会決議に基づき、2019年9月11日、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) を割当先とする第三者割当による自己株式50,000株を総額345百万円で処分いたしました。

ロ. 当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、2019年10月31日開催の当社取締役会決議に基づき、会社法第165条第2項の規定により読み替え適用される同法第156条の規定により、2019年11月1日、自己株式100,000株を総額699百万円で取得いたしました。

(2) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福田 孝太郎	
代表取締役社長	白井 大治郎	
取締役	白川 修	開発本部長兼品質保証担当
取締役	福田 修一	経営システム部長
取締役	杉山 昌明	杉山昌明税理士事務所代表 公認会計士杉山昌明事務所代表 株式会社T S I ホールディングス社外監査役
取締役	佐藤 幸雄	株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役 株式会社ケッツトレーナー特別顧問
常勤監査役	中川 行雄	
監査役	岡野 照久	
監査役	後藤 啓二	後藤コンプライアンス法律事務所代表 株式会社ノンストレス社外監査役 セントラル警備保障株式会社社外監査役 株式会社プリンスホテル社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役杉山昌明氏及び佐藤幸雄氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役岡野照久氏及び後藤啓二氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役岡野照久氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役後藤啓二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、社外取締役杉山昌明氏及び佐藤幸雄氏、社外監査役岡野照久氏及び後藤啓二氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

#### ② 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任時の地位・担当及び兼職の状況	退任日	退任事由
藤原 潤三	常勤監査役	2019年6月27日	任期満了
鈴木 勇	監査役	2019年6月27日	任期満了

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	431百万円 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	19 (9)
合 計 (うち社外役員)	11 (4)	450 (16)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額600百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。  
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額187百万円(取締役6名に対し184百万円(うち社外取締役2名に対し1百万円)、監査役3名に対し2百万円(うち社外監査役2名に対し1百万円))。
5. 2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において決議された業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」のもとで、当社取締役(社外取締役を除く)を対象として、本制度で定める役員株式給付規程に基づき、107百万円(3事業年度)を拠出しております。上記報酬等の総額には、当事業年度に計上した株式給付引当金の繰入額23百万円が含まれております。なお、本制度の対象人数は2020年3月末時点で4名です。
6. 2005年6月29日開催の第58回定時株主総会において「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を決議いただいております。当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、取締役2名に対し816百万円を退任時に支給する旨となっております。



⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・取締役杉山昌明氏は、杉山昌明税理士事務所代表、公認会計士杉山昌明事務所代表、株式会社T S Iホールディングスの社外監査役であります。当社は、杉山昌明税理士事務所、公認会計士杉山昌明事務所、株式会社T S Iホールディングスとは特別な関係はありません。
- ・取締役佐藤幸雄氏は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所の相談役、株式会社ケッズトレーナーの特別顧問であります。当社は、株式会社グローバルスポーツ医学研究所、株式会社ケッズトレーナーとは特別な関係はありません。
- ・監査役後藤啓二氏は、後藤コンプライアンス法律事務所代表、株式会社プリンスホテル、株式会社西武ホールディングスの社外取締役、株式会社ノンストレス、セントラル警備保障株式会社の社外監査役であります。当社は、後藤コンプライアンス法律事務所、株式会社プリンスホテル、株式会社西武ホールディングス、株式会社ノンストレス、セントラル警備保障株式会社とは特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数 / 開催回数	出席率	出席回数 / 開催回数	出席率
取締役杉山昌明	12回/12回	100%	—	—
取締役佐藤幸雄	9回/10回	90%	—	—
監査役岡野照久	12回/12回	100%	14回/14回	100%
監査役後藤啓二	11回/12回	92%	12回/14回	86%

(注) 佐藤幸雄氏は就任後に開催された取締役会を分母としております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役杉山昌明氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

取締役佐藤幸雄氏は、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見により、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役岡野照久氏は、長年金融機関の取締役であった経験と豊富な知識により、取締役会において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

監査役後藤啓二氏は、弁護士経験による専門的見地から、取締役会において取締役の適正な意思決定を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においてコンプライアンス経営並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社では2015年6月11日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」の改定について決裁、同日付けで施行されました。この改定、施行された基本方針による業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

### 1. フクダグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスの徹底を重要な経営課題の一つとして位置づける。コンプライアンスの実効性確保のために、「フクダグループ行動規範」を定めるほか、取締役会規程、決裁規程、就業規則、経理規程、関連会社管理規程、経営理念、倫理綱領、その他、必要かつ有効な規程、基準を整備、運用する。
- ②①における規程の制定、改廃をフクダグループ内に適時、適切に周知するために「通知書」の発行を制度化し、実行する。
- ③内部監査部門としてフクダグループ内の各社、各部門から独立した監査室を当社内に設置し、専任の監査員を配置する。また、監査室による監査は内部監査規程及び内部監査マニュアル・手順書に基づき、客観的かつ効率的に行う。
- ④内部通報制度の制定により、フクダグループ内の各社、各部門あるいは役職員による不正行為の早期発見を可能とする。この内部通報制度では公益通報者保護法に基づいて通報者の保護が行われ、また、内部通報規程により公正な運営が行われる。
- ⑤特定株主や反社会的勢力からの不当な要求や民事介入暴力に対しては、毅然と対応することを宣言し、日頃から所轄の警察署等との関係を図る。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録はじめ取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の基準と手順について文書取扱規程を整備、運用する。
- ②情報漏洩防止のため、情報セキュリティ管理規程及びインサイダー取引防止規程を整備、運用する。
- ③電子データで保存している情報の意図しない破壊や流出の防止を図るため、「情報セキュリティチェックシート」を整備し、フクダグループのすべての取締役、監査役及び使用人が毎年、自ら状況確認を行う。

### 3. フクダグループにおける損失の危機の管理、対応に関する規程その他の体制

- ①損失の危機の管理及び適正な業務遂行の基本は就業規則に明文化する。

- ②フクダグループ内で潜在するリスク、発生したリスクの有無を継続的に把握し、発生の予防、発生状況の確認、発生後の改善対応にあたるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を組織し、定期的に、また、必要に応じて臨時に開催する。
- ③リスクの発生予防の見地から「フクダグループ行動規範」を制定し、フクダグループのすべての取締役、監査役、使用人が共通の基準のもと、行動する。
- ④危機発生時の対応にあたっては、各種の危機を対象とした「緊急事態対応マニュアル」を整備し、適時、適切に取り組む。「緊急事態対応マニュアル」はフクダグループ各社に配備し、グループ一体となって損失の危険を管理できるようにする。
- ⑤地震その他大規模災害の発生時にも、生命の維持に直結する当社製品を使用中の医療機関や患者様への影響を最小限化できるよう、緊急対応の体制を整備する。また、非常時には何時でもその体制が運用可能なように日常の点検を怠らない。

#### **4. フクダグループの取締役による効率的な職務執行を確保するための体制**

- ①取締役会規程、決裁規程その他取締役による効率的な職務執行を実現するための規程を制定、運用する。これらの規程の改廃は、当社取締役会での決議により行う。また、取締役会及び取締役並びに職務執行部門の権限を職務権限表にて明文化し、重要な意思決定が適切かつ十分な審議を経て効率的に行われる体制を整備、運用する。
- ②取締役会のほか、取締役の職務執行を図るために有効な経営会議、所属長会議等の会議体を設置、運用する。これらの会議体は定期的にまた必要に応じて臨時に開催し、開催の記録の原本はそれぞれの会議体事務局が保管する。
- ③当社取締役には、独立性が確保された社外取締役を含める。

#### **5. フクダグループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ①「フクダグループ内部統制運用ハンドブック」を作成し、フクダグループ内の全ての役職員が業務の適正を確保するための判断基準や行動の基準を共有化する。
- ②当社に内部統制部を設置し、①による「フクダグループ内部統制運用ハンドブック」に基づくフクダグループ内の内部統制の推進にあたる。
- ③フクダグループ内のコーポレートガバナンスに関する体制図を策定し、フクダグループ内の各組織体での業務の適正性確保に係る責任の所在と牽制の関係を明確化する。
- ④子会社の取締役及び使用人からその職務の執行に係る事項が適時かつ適切に当社に報告されるよう、親子会社間の情報伝達に必要な体制を整備する。
- ⑤子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、当社は適切な指導・監督を行うとともに、人事異動や定期的な会議を通じて経営の質の均質化と向上を図る。

## 6. 財務報告の適正と信頼性を確保するための体制

- ①財務報告に係る会計、たな卸その他の諸業務は、フクダグループ内で統一した基幹システムを用いて行う。
- ②経理規程その他財務報告に関するフクダグループ内の基準、手順は、通知書の発行等により継続的に周知徹底する。
- ③フクダグループ内の経理関係者は、財務報告に関する基準、手順を正しく理解し、実行しているか自己点検する。
- ④①による基幹システムの整備、運用状況及び③による自己点検の結果に対して、毎年、計画的にまた必要に応じて監査室が内部監査を行う。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性を確保するための体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の職務を補助すべき組織として取締役から独立した監査役室を常設し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- ②①により監査役室に所属する使用人の人事考課、人事異動については、常勤監査役と協議する。
- ③監査役を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、社内規程の整備等を行う。

## 8. フクダグループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制等、並びに報告したことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役会、経営会議、子会社業績報告会等、フクダグループの経営、リスクにかかわる重要な会議に監査役は出席し、報告を受ける。また、これらの会議において監査役は自らの意思により、質疑応答することができる。
- ②フクダグループの取締役及び使用人がリスクを認識した場合、①による会議の場であるかにかかわらず、自らの意思で監査役に直接報告することができる体制を整える。
- ③監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取り扱いを禁止する。

## 9. 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は監査その他職務の遂行に必要な経費、備品等については、監査役の申請に基づき、当社の経営計画及び年度予算計画と照合のうえ予算化する。予算外の出費の必要が発生した場合も、予め使用にあたって社内手続きを定め、その手続きにより出費を可能とする。

## 10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は適切な監査の実施のため、定期的に当社代表取締役と意見交換を実施する。

- ②監査役は定期的にまた必要に応じて随時、公認会計士その他関係する専門家と会議、相談の場を持つ。

#### 11. 医療機器の開発、製造、販売、レンタル事業等の業務を適正に遂行するための体制

- ①当社は「品質方針」を明文化し、フクダグループ内で行う医療機器の開発、製造、販売、レンタル事業等、あらゆる業務を通して製品の品質の確保にあたる。
- ②医薬品医療機器等法はじめ、医療機器の開発、製造、販売、レンタル事業その他、フクダグループで遂行する事業や職務に係る法規法令や規程類に関するフクダグループ内での啓発活動を、計画的、継続的に実行する。

#### (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 2006年5月12日の取締役会において決議されました内部統制整備の基本方針に基づき、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を組成し、内部統制に係る諸事項の報告、審議を行う体制を整備しています。本委員会の出席者は社外取締役を含む全ての取締役、監査役及び委員長の指名する者です。2019年度は、延べ10回、委員会が開催されました。さらに、内部統制部内にSOX推進室、監査室を設け、内部統制制度の整備・改善、運用確認を常時行う体制となっています。
2. 当社における内部統制の体制維持、向上のために、第73期中に以下の対応を行いました。
  - ①内部統制基本方針書の改訂  
2019年4月1日付けで内部統制基本方針書を一部改訂すると同時に、2019年度用の内部統制基本計画書を制定し、経営環境の変化も踏まえて内部統制の積極的な推進とリスクへの対応強化に努めました。
  - ②「印章管理規程」、「職務権限表」等の改定  
関連する法令等の改正や社内外の環境変化を踏まえ、健全経営とコンプライアンスの維持、向上が図れるよう、印章管理規程、職務権限表等を改定、周知しました。
  - ③教育講演、説明会の開催  
次の教育講演、説明会を開催いたしました。
    - ・2020年1月23日：第74期の内部統制推進方針に関する説明  
(対象者：グループ各社の代表者、本社の取締役、監査役、執行役員、部門長)
3. 就業規則、情報管理、経理規程その他規程類に関連する通知を発行し、継続的な周知徹底活動を行っています。

4. 毎四半期及び期末の決算にあたり、作業の基準、日程等に関する通知を発行し、グループ全体での適時、適正な決算の実現にあっています。
5. 組織的又は個人による法令・企業倫理・社内規則等に違反する行為に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図り、公正かつ透明な企業活動に資することを目的とした、内部通報制度（フクダヘルプライン）を整備、運用しています。
6. すべての部門や従業員が連携して、フクダグループのリスクを適切に管理し、経営目標の達成に取り組んでいます。
  - ①ビジネスリスクの収集・分析等を厳正に行い、適切な経営戦略や経営計画を策定する。
  - ②財務報告の信頼性向上に係る内部統制の整備と充実を図る。
  - ③情報セキュリティの確保を図る。
  - ④生命に係る医療機器を事業の対象とすることを念頭においた倫理綱領（基本理念：我々は、その製造・販売・貸与するME機器・用品が、保健・医療の分野の進歩に寄与するという社会的使命を認識し、且つ高い倫理的自覚のもとに自らを厳しく律し社会の信頼に応えなければならない。）を制定し、継続的に啓発にあたる。万一、健康被害に及ぶ可能性のある事象が発生した場合には、可及的速やかに関係部署が協議をし、行政の指導も得て、適切な対応にあたる。
  - ⑤災害時等のネットワーク及びサービスの迅速な復旧をする。そのために計画的に仕組みの点検を行う。また、社内外の環境の変化に応じた改善を随時行う。
  - ⑥情報の漏えい、事故・災害等、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長の指示に基づき、速やかに「緊急対策本部」を設置し、適切かつ迅速に対応する。
 上記に関連して、以下の体制でリスク管理にあっています。
  - ・経営目標に関するリスク管理の体制  
 収益を中心とした経営目標に関するリスクは、その発生の予防、発見、対処の状況を取締役、本社各部門の部門長が出席する月例の会議で確認する体制を整備しています。子会社におけるリスクは子会社の代表者が集合する会議を毎年定期的に開催して確認する他、各子会社別に代表者と当社の取締役が面談を行い詳細の確認を行う体制を敷いて万全を期するようにしています。
  - ・反社会的行為に関するリスク管理の体制  
 当社及び当社グループでは「フクダグループ行動規範」に反社会的行為への関与の禁止を明記のうえ、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える個人やグループとの関わり合いが起きたときには、社内で協力体制をとり、法令に基づき組織的かつ毅然とした対応を行います。」と宣言しています。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、指導や情報を得つつ適切な対応が図れるように努めています。

7. 監査役による監査等が実効性を確保できるようにしています。
- ・当社の監査役会は、法令の求めるところに従って株主の皆様や社会に対しての責任が果たせるよう、取締役会から独立した機関として、取締役会に出席し取締役の職務執行状況を確認しています。
  - ・状況に応じて取締役の出席する取締役会以外の会議にも出席し、取締役の職務執行状況を十分に確認できるようにしています。また、子会社の取締役の職務執行状況についても、面談、資料・帳票類の閲覧等により確認を行っています。その他、グループの健全経営に必要な対応に関連する法令、コーポレートガバナンス・コード等を基に実行しています。
  - ・監査役会は規程に沿って月例の開催を基本とし、監査状況の相互確認、情報の共有化を図っています。必要時、緊急時には臨時に開催します。
8. 経営会議等により職務執行の確実性を高めるようにしています。
- 当社では、取締役会で決裁、委託された職務執行の状況や事業の進捗状況、業績・決算の見通しについて経営会議及び経営会議における課題に応じて補完する会議を開催し、確認しています。これらの会議には取締役、監査役はじめ関係する部門長が出席します。これらの会議も月例で開催しています。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容

当社は、医療機器・用品が直接人々の保健・医療の分野に直結するという社会的使命を認識し、高い倫理的自覚のもとにその進歩に貢献し信頼される企業を目標として事業を営んでおります。

医療機器事業の特徴は、製品開発に医療機器を使用する顧客（医師及び医療従事者）との信頼関係に基づく長期間にわたる連携・協業が必要不可欠であることにあります。そしてその開発の着想から市場に製品として送り出すまでには、臨床試験・医療機器の承認・製造業の許可・販売業の許可等取得に至るまで長期間にわたり相当の開発投資が必要です。

以上のことから、当社の事業は、中長期的視野のもとに経営することが必要であり、短期的な利益を追い求めるような経営は許されるものではありません。今後も安定的かつ継続的に発展を続けていくために、先に述べた当社を支えてきていただいた方々への配慮のない経営は、当社の企業価値を損なうものと考えます。



## 2. 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、2006年6月29日に開催された第59回定時株主総会におきまして、フクダ電子株式の大規模買付行為に関する対応策「買収防衛策」（以下「本プラン」といいます。）の導入に関し、承認可決いただきました。

これは、大規模買付行為がなされようとする場合における対応策を定めたものであります。

対応策を要約しますと、買付行為の目的・方法及び内容等が当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益に資するものであるかどうかについて、大規模買付者に対して情報提供を求めるとともに、取締役会による評価や代替案の提示を目的とした大規模買付ルールを定め、交渉を行います。そして、買付ルールが遵守されない場合や、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、買付の条件が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付の場合には、企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）の諮問を経て、本プラン発動の検討を行います。

## 3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、有効期限が株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までであること、企業価値・株主価値向上の観点から取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策として位置づけ、必要な内部留保を図りながら企業体質を充実・強化し、競争力のある事業展開、安定的な利益還元を継続して行うことを基本方針と定めております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり60円の普通配当に加え40円の特別配当を予定しておりましたが、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が期初に予想した数値を上回ったことから、普通配当を60円、特別配当を40円、さらに過去最高益達成記念配当として5円を加え、合計105円とさせていただきます。これにより、年間の配当金は、先に実施いたしました中間配当金75円と併せて1株につき180円となります。

配当支払い回数につきましては、中間期末日、期末日を基準日とした年2回を継続する方針であります。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めるとする旨を定款で定めております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>101,215</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>37,372</b>
現金及び預金	49,112	支払手形及び買掛金	18,263
受取手形及び売掛金	36,378	電子記録債権	6,081
電子記録債権	1,681	短期借入金	1,750
有価証券	107	リース債務	270
商品及び製品	9,553	未払法人税等	2,361
仕掛品	198	賞与引当金	2,728
原材料及び貯蔵品	2,559	役員賞与引当金	296
その他	1,670	製品保証引当金	124
貸倒引当金	△45	その他	5,495
<b>固 定 資 産</b>	<b>67,526</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,942</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>36,443</b>	リース債務	2,040
建物及び構築物	6,072	役員退職慰労引当金	245
機械装置及び運搬具	420	役員株式給付引当金	97
工具、器具及び備品	14,639	退職給付に係る負債	3,438
土地	9,337	その他	1,120
リース資産	1,728	<b>負 債 合 計</b>	<b>44,314</b>
建設仮勘定	4,245	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,731</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>124,597</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>29,351</b>	資本金	4,621
投資有価証券	10,138	資本剰余金	21,817
繰延税金資産	3,296	利益剰余金	118,517
保険積立金	14,180	自己株式	△20,358
その他	1,750	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△169</b>
貸倒引当金	△15	その他有価証券評価差額金	644
<b>資 産 合 計</b>	<b>168,742</b>	為替換算調整勘定	△353
		退職給付に係る調整累計額	△461
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>124,427</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>168,742</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	133,393
売	上	価	79,217
販	上	利	54,175
費	及	費	40,892
営	業	益	13,283
営	業	益	496
受	取	利	64
受	取	息	137
投	事	当	123
そ	業	合	170
営	業	運	132
支	外	用	39
為	外	利	71
そ	外	差	21
経	常	の	13,647
特	別	利	612
固	定	資	148
投	資	産	44
保	有	証	354
為	換	約	33
受	取	返	30
特	別	勘	106
固	定	定	54
減	損	取	13
事	所	崩	37
税	調	費	14,153
法	整	前	4,410
法	前	当	133
当	期	期	9,609
親	純	純	9,609
会	利	利	
社	益	益	
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,621	21,696	111,662	△19,540	118,439
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,754		△2,754
親会社株主に帰属する当期純利益			9,609		9,609
自 己 株 式 の 取 得				△1,046	△1,046
自 己 株 式 の 処 分		120		228	349
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	120	6,854	△817	6,157
当 期 末 残 高	4,621	21,817	118,517	△20,358	124,597

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,270	△235	△291	743	119,183
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,754
親会社株主に帰属する当期純利益					9,609
自 己 株 式 の 取 得					△1,046
自 己 株 式 の 処 分					349
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△626	△117	△169	△913	△913
当 期 変 動 額 合 計	△626	△117	△169	△913	5,244
当 期 末 残 高	644	△353	△461	△169	124,427

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>68,065</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>38,810</b>
現金及び預金	29,695	買掛金	7,612
受取手形	22	電子記録債権	6,081
売掛金	28,743	短期借入金	1,750
有価証券	107	リース債権	24
商品及び製品	4,411	未払法人税等	2,481
仕掛品	116	預かり金	1,099
材料及び貯蔵品	2,191	賞与引当金	17,981
前渡金	72	役員賞与引当金	1,020
短期貸付金	2,022	製品保証引当金	188
そ の 他 の 金 庫	1,134	固定負債	157
貸倒引当金	△452	リース債権	411
<b>固 定 資 産</b>	<b>69,280</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,797</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>30,290</b>	リース債権	25
建物	4,007	役員株式給付引当金	97
構築物	115	退職給付引当金	796
機械及び装置	136	長期未払金	816
車両運搬具	14	そ の 他 の 金 庫	61
工具、器具及び備品	14,246	<b>負 債 合 計</b>	<b>40,607</b>
土地	7,961	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	46	<b>株 主 資 本</b>	<b>96,095</b>
建設仮勘定	3,762	資本金	4,621
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,519</b>	資本剰余金	21,816
ソフトウェア	1,204	資本準備金	8,946
ソフトウェア仮勘定	211	その他資本剰余金	12,870
そ の 他 の 金 庫	103	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>90,028</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>37,470</b>	利益準備金	1,171
投資有価証券	9,744	その他利益剰余金	88,857
関係会社株	10,101	事業拡張積立金	300
関係会社出資	1	固定資産圧縮積立金	53
関係会社出資金	423	別途積立金	37,500
長期貸付金	2,265	繰越利益剰余金	51,003
繰延税金資産	1,156	<b>自 己 株 式</b>	<b>△20,371</b>
保険積立金	14,001	評価・換算差額等	643
そ の 他 の 金 庫	389	その他有価証券評価差額金	643
貸倒引当金	△614	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>96,739</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>137,346</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>137,346</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	71,804
売	上	原	50,949
売	上	総	20,854
販	費	及	13,810
費	一	般	7,044
管	理	費	3,068
業	外	収	87
業	外	取	2,337
業	外	配	123
業	外	当	519
業	外	組	176
業	外	合	100
業	外	運	75
業	外	用	0
業	外	の	9,935
業	外	費	462
業	外	用	104
業	外	利	2
業	外	益	354
業	外	損	55
業	外	失	54
業	外	損	0
業	外	利	10,343
業	外	益	2,250
業	外	税	53
業	外	等	8,039
業	外	調	
業	外	整	
業	外	額	
業	外	純	
業	外	利	
業	外	益	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					事業拡張積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,621	8,946	12,749	21,696	1,171	300	53	37,500	45,718	84,744
当期変動額										
剰余金の配当									△2,754	△2,754
当期純利益									8,039	8,039
自己株式の取得										
自己株式の処分			120	120						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	120	120	-	-	-	-	5,284	5,284
当期末残高	4,621	8,946	12,870	21,816	1,171	300	53	37,500	51,003	90,028

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額	評価差額等	換算計算	
当期首残高	△19,554	91,507		1,269	1,269	92,777
当期変動額						
剰余金の配当		△2,754				△2,754
当期純利益		8,039				8,039
自己株式の取得	△1,046	△1,046				△1,046
自己株式の処分	228	349				349
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△626		△626	△626
当期変動額合計	△817	4,587	△626		△626	3,961
当期末残高	△20,371	96,095		643	643	96,739

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

フクダ電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクダ電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

フクダ電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越 智 一 成 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクダ電子株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部統制部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の主要部門及び子会社等における業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査役等が子会社業績報告会資料等を確認し、また、親子会社合同の重要な会議等に出席するほか、会計監査人が行う子会社の監査に立会い会計監査人の監査指摘事項を通して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、同時に必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

フクダ電子株式会社 監査役会

常勤監査役 中 川 行 雄 (印)

社外監査役 岡 野 照 久 (印)

社外監査役 後 藤 啓 二 (印)

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名(うち2名は社外取締役)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	福田 孝太郎 <small>ふく だ こう たろう</small> (1945年6月27日生) 再任	1968年4月 当社入社 1973年6月 当社取締役就任 1978年1月 当社専務取締役就任 1985年8月 当社代表取締役社長就任 2012年6月 当社代表取締役会長就任(現在に至る) <b>【選任理由】</b> 福田孝太郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長及び代表取締役会長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	3,470,137株
2	白井 大治郎 <small>しら い だい じろう</small> (1951年11月6日生) 再任	1980年4月 当社入社 1997年4月 フクダ電子西関東販売株式会社代表取締役就任 2006年4月 当社執行役員就任 2007年4月 当社経営企画部長 2007年6月 当社取締役就任 2008年6月 当社常務取締役就任 2012年6月 当社代表取締役社長就任(現在に至る) <b>【選任理由】</b> 白井大治郎氏は、長年にわたり当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、フクダグループを牽引しています。経営者としての豊富な見識、経験と実績に基づき、引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。	7,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	白川 修 (1951年5月6日生) 再任	<p>1976年4月 当社入社 2002年6月 当社取締役就任（現在に至る） 2003年12月 当社開発副本部長 2005年4月 当社品質保証本部長 2008年4月 当社開発副本部長 2014年6月 当社品質保証担当 2015年4月 当社品質保証本部長 2016年5月 当社開発本部長（現在に至る） 当社品質保証担当（現在に至る）</p> <p>【選任理由】 白川修氏は、長年にわたり当社の研究・技術開発に携わり、豊富な経験と実績を有するとともに、当社取締役就任以降、フクダグループの経営における重要な一翼を担っています。引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。</p>	4,200株
4	福田 修一 (1955年3月28日生) 再任	<p>1978年7月 当社入社 1994年4月 当社財務部経理課長 1996年4月 当社国際営業事業部シアトル駐在事務所長 1999年4月 当社経営企画本部経営企画室次長 2003年12月 当社社長室関連会社管理部長 2006年4月 フクダ電子四国販売株式会社代表取締役就任 2008年4月 当社執行役員就任 当社経理部長 2008年6月 当社取締役就任（現在に至る） 2010年4月 当社経営システム部長（現在に至る）</p> <p>【選任理由】 福田修一氏は、長年にわたり当社管理部門を主導し、経理、経営企画、経営システムなどの豊富な経験と実績を有するとともに、当社取締役就任以降、フクダグループの経営における重要な一翼を担っています。引き続き当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。</p>	119,850株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	杉山昌明 (1947年4月14日生) 再任 社外 独立	1972年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 1974年5月 芹沢政光公認会計士事務所入所 1976年9月 公認会計士登録 1977年1月 税理士登録 杉山昌明税理士事務所開設（現在に至る） 1987年8月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）社員 1997年8月 同監査法人代表社員 2006年6月 同監査法人監事会議長 2009年6月 同監査法人退社 2009年7月 公認会計士杉山昌明事務所開設（現在に至る） 2014年5月 株式会社T S I ホールディングス社外監査役就任（現在に至る） 2014年6月 当社社外取締役就任（現在に至る） <b>【選任理由】</b> 杉山昌明氏は、長年にわたり、公認会計士・税理士として活躍され、企業会計・税務に精通しています。また、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する高い見識を有しているため、社外取締役候補者として適任と判断しました。	0株
6	佐藤幸雄 (1945年10月9日生) 再任 社外 独立	1971年5月 日本大学医学部入局（衛生学） 1980年12月 医学博士号取得 1981年5月 オリンピック強化選手I O C公認スタッフ 1983年4月 株式会社イリス代表取締役社長就任 1985年6月 株式会社グローバルスポーツ医学研究所相談役（現在に至る） 2000年5月 株式会社ケッツトレーナー特別顧問（現在に至る） 2008年4月 株式会社オフィスM・A特別顧問 2009年6月 株式会社青山ビジネスフォーラム特別顧問 2019年6月 当社社外取締役就任（現在に至る） <b>【選任理由】</b> 佐藤幸雄氏は、長年にわたり臨床医として活躍され、社会医学・医療経済等に関する豊富な知見を有しています。その知見を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。	400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 杉山昌明氏及び佐藤幸雄氏は、社外取締役候補者であります。



3. 杉山昌明氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年になります。
4. 佐藤幸雄氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年になります。
5. 当社と杉山昌明氏及び佐藤幸雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において両氏が取締役に戻任された場合は、同契約を継続する予定であります。
6. 杉山昌明氏及び佐藤幸雄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 上記各候補者の略歴は、2020年5月15日現在のものです。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役岡野照久及び後藤啓二の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の充実・強化を図るため、監査役を1名増員の4名体制とし、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おおた がき よし なが 太田垣 吉孝 (1954年4月11日生) <b>新任</b>	1978年4月 株式会社東京都市銀行(現 株式会社きらぼし銀行) 入行 1998年4月 同行三河島支店長 2000年4月 同行総合企画部副部長 2002年7月 同行人事部副部長 2004年7月 同行総務部副部長 2010年6月 同行退職 2010年6月 株式会社ティー・ビー・エム(現 株式会社トータルビルメンテナンス) 転籍 同社執行役員 2011年6月 同社常務執行役員 2012年5月 当社入社 当社人事総務部長 2019年4月 当社顧問(現在に至る) <b>【選任理由】</b> 太田垣吉孝氏は、長年にわたり金融機関で培った高い見識に加え、当社の人事・総務部門に携わった豊富な経験を有しています。これらの見識や経験を、経営全般の監督と適正な監査活動に生かすことが十分に期待できることから、監査役候補者として適任と判断しました。	200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	後藤啓二 (1959年7月30日生) 再任 社外 独立	1982年4月 警察庁入庁 1992年6月 内閣法制局 2001年4月 大阪府警察本部生活安全部長 2003年1月 愛知県警察本部警務部長 2004年8月 内閣官房(安全保障・危機管理担当)内閣参事官 2005年8月 西村ときわ法律事務所入所 第一東京弁護士会弁護士登録 2006年3月 株式会社白洋舎社外監査役就任 2007年6月 当社社外監査役就任 2008年7月 後藤コンプライアンス法律事務所設立(現在に至る) 兵庫県弁護士会弁護士登録(現在に至る) 株式会社ノンストレス社外監査役就任(現在に至る) 2010年5月 当社社外監査役辞任 2012年5月 セントラル警備保障株式会社社外監査役就任(現在に至る) 2013年6月 株式会社プリンスホテル社外取締役就任(現在に至る) 2015年6月 株式会社西武ホールディングス社外取締役就任(現在に至る) 2016年6月 当社社外監査役就任(現在に至る) <b>【選任理由】</b> 後藤啓二氏は、独立した第三者の立場からの客観的・中立的な視点による監査業務、並びに弁護士という高い専門性に基づくコンプライアンス体制への助言等を果たすことが期待されるため、当社監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
3	ひろ え のぼる 廣 江 昇 (1954年10月11日生) 新任 社外 独立	1977年 4 月 株式会社東京都市銀行 (現 株式会社きらぼし銀行) 入行 1998年 4 月 同行秋津支店長 2001年 4 月 同行営業統括部部長 2001年10月 同行上石神井支店長 2009年10月 学校法人駒澤学園出向 2010年 3 月 株式会社東京都市銀行 (現 株式会社きらぼし銀行) 退職 2010年 4 月 学校法人駒澤学園転籍 2016年 4 月 同学校法人理事・事務局長兼経理部長 2019年 4 月 同学校法人常務理事・事務局長 2020年 4 月 同学校法人参与 (現在に至る) <b>【選任理由】</b> 廣江昇氏は、これまで会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり金融機関で培った高い見識に加え、学校法人の経営に携わった豊富な経験を有しています。これらの見識や経験を、経営全般の監督と適正な監査活動に生かすことが十分に期待できることから、監査役候補者として適任と判断しました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 後藤啓二氏、廣江昇氏は、社外監査役候補者であります。
3. 後藤啓二氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。なお、同氏は、2007年6月に当社の社外監査役に就任し、2年11ヶ月在任しておりました。
4. 当社と後藤啓二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会において同氏が監査役に再任された場合は、同契約を継続する予定であります。
- また、太田垣吉孝氏及び廣江昇氏が本総会において選任された場合には、両氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 後藤啓二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
- また、廣江昇氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 上記各候補者の略歴は、2020年5月15日現在のものです。

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 会場ご案内図

(フクダ電子株本郷新館 1階ホール)  
東京都文京区本郷二丁目35番8号  
電話 (03) 3814-1211



### ※交通機関

#### □ 地下鉄

- ① 東京メトロ丸ノ内線  
本郷三丁目駅下車  
出口1 春日通り方面  
徒歩約5分
- ② 都営大江戸線  
本郷三丁目駅下車  
出口3 本郷2丁目方面出口  
徒歩約5分
- ③ 都営三田線  
春日駅下車A2出口  
徒歩約5分  
水道橋駅下車A6出口  
徒歩約5分

#### □ JR

水道橋駅(総武線)下車東口  
徒歩約10分

#### □ 都バス

真砂坂上バス停  
徒歩約2分

なお、駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

### 本株主総会について

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご出席を見合わせることをご検討いただきますとともに、可能な限り、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

なお、お土産をご用意しておりません。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

**UD FONT**  
見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

**FSC**  
ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙  
FSC® C013080

**VEGETABLE OIL INK**